

推定相続人の廃除

家裁の調停・審判で

民法は、被相続人への非行に対する制裁として、被相続人が推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）の相続権を剥奪する規定を設けており、これを推定相続人の廃除といいます。

被相続人は、遺言書で相続分を0と指定することにより、相続させたくない相続人に財産を与えないようにすることが考えられますが、その推定相続人が直系卑属、直系尊属、配偶者である場合には遺留分が認められる結果、相続権の全てを否定することはできません。そのような場合に遺留分を否定するための制度が推定相続人の廃除です。



遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、もしくは重大な侮辱を加えたとき、または推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人はその推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができます（民法 892 条）。請求は家庭裁判所に対する調停または審判の申立によりますが、被相続人自身が申し立てるほか、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示し被相続人の死亡後に遺言執行者が申し立てることもあります（同 893 条）。

どのような言動が虐待や重大な侮辱、著しい非行に当たるか明確な基準はなく、具体的事案において諸般の事情を総合して判断されますが、推定相続人の言動によって家族的共同生活関係がどの程度破壊されたかという点が考慮要素の一つとされます。夫婦間や養親子間の相続では、推定相続人の言動が離婚や離縁の原因に該当するあるいはそれと同視できる程度の言動の有無が一つの判断基準になると解されます。虐待や侮辱の相手が被相続人であることは条文からも明らかですが、著しい非行については必ずしも被相続人に対するものであることを要しません。

被相続人（母）が高齢で介護が必要な状態であったにもかかわらず、被相続人の介護を妻に任せたまま出奔し、妻と離婚後も、被相続人の扶養料を支払うことなく、被相続人の夫（父）から相続した田畑を被相続人に知らせないまま売却し、被相続人に自らの所在を明らかにしなかったという長男の行為が著しい非行にあたるとして廃除が認められた事例があります（福島家裁平成 19・10・31）。

廃除は被相続人の意思を尊重するための制度ですので、被相続人が廃除をやめたいときはいつでも家庭裁判所に廃除の取消を請求することができます（同 894 条）。